

## 独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（13）

大項目：3．予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画

中項目：（1）予算（中期計画の予算） （2）収支計画、 （3）資金計画

中期目標	<p>造幣局は、業務運営の効率化に関する目標を踏まえ、部門別管理を適切に行い、収支を的確に把握し、本中期目標期間内に採算性の確保を図るものとする。</p> <p>また、事業全体について、適切な経営指標を選定のうえ、本中期目標期間中貨幣の製造数量は増加するとは見込まれないという状況を踏まえた経営指標の具体的な目標値を設定し、その確実な実行に努めるものとする。</p> <p>これらを通じて、経営環境の変化等で貨幣等の製造数量が急速に落ち込んだ場合などにおいても、円滑な業務運営が行えるよう財務体質の強化を図るものとする。</p> <p>さらに、財務内容について、できる限り民間企業で行われているものと同等の内容の情報開示を行うものとする。</p>
中期計画	<p>業務運営の効率化に関する目標を達成するため、造幣局の組織運営形態に合わせた適切な部門別管理を行うことにより、採算性の確保を図ります。</p> <p>事業全体についての経営指標として、経常収支比率を選定し、中期目標期間中の平均が100%以上になるように努め、本中期目標期間中、貨幣の製造数量が増加するとは見込まれないという状況にも十分対応できる健全な財務内容の維持・改善に努めます。</p> <p>（計算式）経常収支比率 = 経常収益 ÷ 経常費用 × 100</p> <p>また、製造工程の効率化に関しては、適正な在庫管理をみる指標である棚卸資産回転率を選定し、中期目標期間中の平均が15年度の実績に比べ向上するよう努めます。</p> <p>（計算式）棚卸資産回転率 = 売上高 ÷ ((前期末棚卸資産 + 当期末棚卸資産) ÷ 2)</p> <p>さらに、財務内容についてできる限り民間企業で行われているものと同等の内容の情報開示を行うことによって透明性のある業務運営を行います。</p> <p>（1）予算（中期計画の予算）</p> <p>中期計画中の予算は以下の通りです。なお、下記の人件費は退職手当等を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の人件費見積額については、中期目標期間中総額 40,731 百万円を見込んでいます。</p>

平成15年度～平成19年度予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収 入	
業務収入	166,917
その他の収入	791
計	167,708
支 出	
業務支出	138,931
原材料の仕入支出	24,197
人件費支出	59,278
その他の業務支出	35,300
貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支払額	20,156
施設整備費	21,102
計	160,033

(注1) 上記記載額は以下の条件に基づき試算したものです(収支計画、資金計画も同様です)。

15年3月時点に見込まれた貨幣の製造枚数を前提としています。なお、貨幣の製造枚数は、流通状況等を踏まえて毎年決定されるものであることから、試算と異なる場合があります。

人件費のベースアップ伸び率を年0%として試算しています。

(注2) 施設整備費は、生産関連設備などの固定資産支出額です。

(注3) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

(2) 収支計画

平成15年度～平成19年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
収益の部	
売上高	159,003
営業外収益	791
宿舎貸付料等	791
特別利益	0
計	159,794
費用の部	
売上原価	118,977
(貨幣販売国庫納付金)	20,156
販売費及び一般管理費	34,496
営業外費用	1,632
固定資産除却損	1,632
特別損失	0
計	155,105
純利益	4,689
目的積立金取崩額	0
総利益	4,689

(注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

(注2) 16年度予定の年金財政再計算に伴い、整理資源に係る退職給付債務額の見直しを行うため費用の金額を変更する場合があります。

なお、整理資源とは、現在支給されている共済年金のうち、昭和34年10月前の恩給期間を有する者に支給される年金に係る負担をいいます。

(3) 資金計画

平成15年度～平成19年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金収入	160,128
業務活動による収入	154,857
業務収入	154,066
その他の収入	791
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期よりの繰越金	5,271
資金支出	160,128
業務活動による支出	134,450
原材料による支出	24,197
人件費支出	59,058
その他の業務支出	35,086
貨幣法第10条による国庫納付金の支払額	16,109
投資活動による支出	21,102
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	4,575

(注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

(注2) 前期よりの繰越金は、造幣局特別会計からのものを示します。

(参考)  
年度計画

業務運営の効率化に関する目標を達成するため、造幣局の組織運営形態に合わせた適切な部門別管理を行うことにより、採算性の確保を図ります。

経常収支比率については、平成18年度の実績が100%以上となるよう努めます。また、ERP等を使用することにより適切な在庫管理を行い、棚卸資産回転率が平成15年度実績を上回るよう努めます。

さらに、財務内容についてできる限り民間企業で行われているものと同等の内容の情報開示を行うことによって透明性のある業務運営を行います。

(1) 予算

平成18年度予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収 入	
業務収入	27,443
その他の収入	242
計	27,684
支 出	
業務支出	22,621
原材料の仕入支出	4,485
人件費支出	11,300
その他の業務支出	5,449
貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支払額	1,388
施設整備費	4,313
計	26,934

(注1) 上記記載額は以下の条件に基づき試算したものです(収支計画、資金計画も同様です)。

業務収入は、12億3千万枚の貨幣製造枚数を前提としています。従って、製造枚

数の変更に伴い上記記載額も変動します。

人件費のベースアップ伸び率を年0%として試算しています。

○平成17年11月7日に公布された国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、上記記載額は変動します。

(注2) 施設整備費は、生産関連設備などの固定資産支出額です。

(注3) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

## (2) 収支計画

### 平成18年度収支計画

(単位：百万円)

区別	金額
収益の部	
売上高	26,136
営業外収益	406
宿舎貸付料等	406
特別利益	0
計	26,542
費用の部	
売上原価	17,789
(貨幣販売国庫納付金)	(1,388)
販売費及び一般管理費	6,575
営業外費用	302
固定資産除却損等	302
特別損失	0
計	24,666
純利益	1,876
目的積立金取崩額	0
総利益	1,876

(注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

(注2) 目的積立金については、その活用により平成18年度中に取崩額が発生する予定ですが、計数については現時点において未定です。

(3) 資金計画

平成 18 年度資金計画

(単位：百万円)

区別	金額
資金収入	45,061
業務活動による収入	27,639
業務収入	27,338
その他の収入	301
投資活動による収入	2,200
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	15,221
資金支出	45,061
業務活動による支出	22,763
原材料の仕入支出	4,298
人件費支出	10,601
その他の業務支出	6,483
貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支払額	1,382
投資活動による支出	4,108
財務活動による支出	1
翌年度への繰越金	18,189

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

業務の実績

適切な部門別管理の状況

年度計画の確実な達成に向けて、業務運営状況や収支状況の把握を徹底するため、ERPシステムを活用し、以下のとおり部門別の管理を徹底した。

(イ) 貨幣製造部門については、貨幣製造計画に基づき定めた毎月の製造計画の進捗状況を把握、分析し、減産を伴う故障発生状況及び故障による停止時間とともに、幹部会等へ報告した。

(ロ) その他部門については、貨幣セットや金属工芸品について販売計画に基づく製品ごとの販売状況を日々把握するとともに、毎週の販売状況をとりまとめ、分析し、幹部会等へ報告した。

(ハ) 部門別の収支状況について、毎月とりまとめ、年度当初に定めた計画との比較・分析結果、さらに各事業の具体的な販売計画をもとにした計画等との比較、分析結果を、経営情報として、理事懇談会等において報告した。

(ニ) 標準原価制度を利用して業務管理を行っていくうえで重要な原価差異については、局別、工程別に分析を行い、月次計数の理事懇談会等における報告時に、固定的経費の執行状況とともに報告した。

(ホ) 以上にに基づき、各部門ごとに業務運営、収支の状況を毎月、確実に把握するとともに、全体の収支計画の確実な達成に向けて、販売計画の見直し状況や経費の執行状況について、その把握に努めた。

経常収支比率

年度計画目標の達成に向け、適切な部門別管理を行うとともに、毎月の月次計数を理事懇談会において報告し、月次管理を徹底した結果、経常収支比率は年度計画目標の100%を上回る110.3%となった。

### 適正な在庫管理への取組状況

平成15年度の棚卸資産回転率を基準値として、ERPシステムにより、四半期ごとの事業別、プラント別のたな卸資産の確認をするとともに、棚卸資産回転率の試算を行うこと等により、その適正な在庫管理に努めた。

また、管理会計の観点から、たな卸資産を保有する各部課に対して、たな卸資産の在庫数量の縮減に努めるように周知徹底を図るとともに、年度末には、全局一斉に実地たな卸しを実施し、たな卸資産の実査を行った。

平成18年度において、運転・研究用地金の在庫について積極的な見直しを行い、研究所で保管する白金地金135kgを売却し、在庫の縮減を図った。

### 棚卸資産回転率

平成18年度の棚卸資産回転率は、2.40回となり、平成17年度(2.55回)に比して0.15回低下した。この結果、平成15～18年度の平均が2.78回となり、中期計画の目標値(中期目標期間中の平均が15年度の実績(2.86回)を上回る)を下回った。

これは、売上高が、コスト削減努力により貨幣製造に必要な経費の圧縮を図ったことに伴い貨幣製造契約額が減少したことなどから、約3億円減少する一方で、棚卸資産が、数量ベースで極力圧縮に努めたものの、昨今の地金価格の高騰などのため、金額ベースでは約1.5億円増加したことによるものである。

〔参考〕平成15～18年度 棚卸資産回転率の推移

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
売 上 高	30,679	35,021	28,438	28,129
前 期 末 棚 卸 資 産	10,911	10,541	10,688	11,624
当 期 末 棚 卸 資 産	10,541	10,688	11,624	11,778
棚 卸 資 産 回 転 率	2.86	3.30	2.55	2.40

### 民間企業と同等の財務内容の情報開示の状況

平成17年度における財務諸表等については、平成18年11月30日に財務大臣の承認を受け、独立行政法人通則法第38条第4項の規定に基づき、直ちに所要の手続を行い、次のとおり情報開示を行った。

(イ)官報(12月27日)

貸借対照表、損益計算書、製造原価明細書、キャッシュフロー計算書、利益の処  
分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、附属明細書

(ロ)造幣局ホームページ(12月1日)

上記官報掲載内容と事業報告書、決算報告書、監事の意見及び会計監査人の意見

(ハ)一般の閲覧(12月1日から5年間)

造幣局ホームページ掲載内容と同じ

また、内容を刷新した広報誌に財務諸表の要旨等の業務実績概要を掲載した小冊子を挟み込むことにより、国民に財務内容等をわかりやすく開示するように努めた。

平成 18 年度予算及び決算

(単位：百万円)

区 別	予算額	決算額
収 入		
業務収入	27,443	26,098
その他の収入	242	1,520
計	27,684	27,618
支 出		
業務支出	22,621	22,051
原材料の仕入支出	4,485	4,067
人件費支出	11,300	11,216
その他の業務支出	5,449	5,165
貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支	1,388	1,603
施設整備費	4,313	4,003
計	26,934	26,054

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成 18 年度収支計画及び実績

(単位：百万円)

区 別	計画額	実績額
収益の部		
売上高	26,136	28,129
営業外収益	406	541
宿舍貸付料等	406	541
特別利益	0	190
計	26,542	28,860
費用の部		
売上原価	17,789	19,338
(貨幣販売国庫納付金)	(1,388)	(1,603)
販売費及び一般管理費	6,575	6,560
営業外費用	302	85
固定資産除却損等	302	85
特別損失	0	17
計	24,666	26,000
純利益	1,876	2,859
目的積立金取崩額	0	7
総利益	1,876	2,867

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成 18 年度資金計画及び実績

(単位：百万円)

区 別	計画額	実績額
資金収入	45,061	41,123
業務活動による収入	27,639	26,094
業務収入	27,338	25,097
その他の収入	301	997
投資活動による収入	2,200	6,541
財務活動による収入	0	0
前年度よりの繰越金	15,221	8,488
資金支出	45,061	41,123
業務活動による支出	22,763	21,418
原材料の仕入支出	4,298	3,857
人件費支出	10,601	10,577
その他の業務支出	6,483	5,565
貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支	1,382	1,419
投資活動による支出	4,108	9,679
財務活動による支出	1	0
翌年度への繰越金	18,189	10,026

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

<p>評価の指標</p>	<p>適切な部門別管理の状況          経常収支比率          適正な在庫管理への取組状況          棚卸資産回転率          民間企業と同等の財務内容の情報開示の状況</p>	
<p>評価等</p>	<p>評定</p>	<p>(理由・指摘事項等)</p> <p>業務運営の効率化に関する目標達成のために、造幣局の組織運営形態に合わせた適切な部門別管理・在庫管理等により、採算性の確保が図られ、経常収支比率は目標の100%を上回る110.3%と、財務面は引き続き健全で順調である。</p> <p>棚卸資産回転率が低下し、年度計画の目標値を下回ったが、地金価格の上昇等が要因であることを考慮すると、実質的には中期目標は十分に達成できていると言える。</p> <p>これまで安定的な業績を維持し、中期計画を大きく上回る利益を計上していることは評価できる。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>



## 独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（14）

大項目： 4. 短期借入金の限度額

中項目： \_\_\_\_\_

中期目標		
中期計画	<p>予見しがたい事由により緊急に借入れする必要性が生じた場合の短期借入金の限度額を80億円とします。</p> <p>（注）限度額の考え方：国への貨幣等の納入時期と、国からの貨幣等製造代金の受入時期に、最大3カ月程度のタイムラグを見込んで積算しています。</p>	
（参考） 年度計画	<p>予見しがたい事由により緊急に借入れする必要性が生じた場合の短期借入金の限度額を80億円とします。</p>	
業務の実績	<p style="color: blue;">短期借入れの状況</p> <p>実績なし。</p>	
評価の指標	短期借入れの状況	
評価等	評定	（理由・指摘事項等）
	該当なし	

## 独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（１５）

大項目：５．重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

中項目：\_\_\_\_\_

中期目標		
中期計画	重要な財産を譲渡、処分する計画はありません。	
（参考） 年度計画	重要な財産を譲渡、処分する計画はありません。	
業務の実績	<p style="color: blue; text-decoration: underline;">重要な財産の譲渡、又は担保の状況</p> <p>東京都練馬区石神井六丁目１２８６番１４の土地（６１４．５４㎡）及び 東京都中野区江古田四丁目１５２７番１の土地（４８７．０９㎡）は、独立行政法人造幣局の業務運営上必要な宿舍用地として財務省から財産承継したものであるが、独法化後の合理化・効率化によって人員削減が順調に進み、現在の宿舍の効率的使用により対応することとしたことから、今後両地を宿舍用地として使用する見込みもなくなったため、これらの財産を売却しても業務運営上の支障がないと判断されるに至ったことから、売却することとした。</p> <p>本件売却は、主務省令（平成１５年財務省令第４４号）で定める重要な財産の譲渡に該当するため、独立行政法人通則法第４８条の規定に基づき、以下のとおり適正に事務処理を行った。</p> <p>平成１８年 ８月１６日 財務大臣への認可申請          平成１８年 ８月２２日 評価委員会での意見聴取          平成１８年１２月１２日 重要財産の処分の認可          平成１９年 １月２９日 土地の入札広告          平成１９年 ３月 ５日 開札          平成１９年 ３月１４日 譲渡契約締結          平成１９年 ３月２０日 の土地売却（売却代金入金）          平成１９年 ３月３０日 の土地売却（売却代金入金）</p>	
評価の指標	重要な財産の譲渡、又は担保の状況	
評価等	評定	（理由・指摘事項等）  独立行政法人化後の効率化によって必要のなくなった２件の土地について、独立行政法人通則法第４８条の規定に基づき、財務大臣の認可を受けた上で、適切に処理された。

## 独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（16）

大項目：6．剰余金の使途

中項目：\_\_\_\_\_

中期目標																					
中期計画	決算において剰余金が生じたときは、施設・設備の更新・整備のほか、職員の資質向上のための研修等の充実、研究開発業務の充実、貨幣の信頼を維持するために必要な情報提供の充実、職場環境の整備、及び環境保全の推進に充てます。																				
（参考） 年度計画	施設・設備の更新・整備のほか、職員の資質向上のための研修等の充実、研究開発業務の充実、貨幣の信頼を維持するために必要な情報提供の充実、職場環境の整備、及び環境保全の推進に充てます。																				
業務の実績	<p><b>剰余金の使途の状況</b></p> <p>平成17事業年度の損益計算により生じた利益の一部については、平成18年6月22日に、独立行政法人通則法第44条第3項の規定する剰余金の使途に充当（目的積立金の計上）したいとする申請を行い、同11月30日に主務大臣から63,751,202円の計上が承認された。</p> <p>当該承認額については、平成15及び16事業年度にかかる目的積立金の残額1,397,039,143円（主務大臣による平成15及び16事業年度の承認額1,441,339,337円から平成16及び17事業年度における目的積立金取崩額44,300,194円を控除した後の額）と合わせて、積極的に有効活用していくこととした。</p> <p>〔参考〕 平成15から17事業年度までにかかる目的積立金累計額</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15事業年度にかかる目的積立金・承認額</td> <td style="text-align: right;">658,376,230</td> </tr> <tr> <td>目的積立金取崩額（平成16事業年度実行分）</td> <td style="text-align: right;">17,775,429</td> </tr> <tr> <td>平成16事業年度にかかる目的積立金・承認額</td> <td style="text-align: right;">782,963,107</td> </tr> <tr> <td>目的積立金取崩額（平成17事業年度実行分）</td> <td style="text-align: right;">26,524,765</td> </tr> <tr> <td>平成15及び16事業年度にかかる目的積立金の残額（ - + - ）</td> <td style="text-align: right;">1,397,039,143</td> </tr> <tr> <td>平成17事業年度にかかる目的積立金・承認額</td> <td style="text-align: right;">63,751,202</td> </tr> <tr> <td>（ + ）</td> <td style="text-align: right;">1,460,790,345</td> </tr> <tr> <td>目的積立金取崩額（平成18事業年度実行分）</td> <td style="text-align: right;">45,975,009</td> </tr> <tr> <td>（ - ）</td> <td style="text-align: right;">1,414,815,336</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	平成15事業年度にかかる目的積立金・承認額	658,376,230	目的積立金取崩額（平成16事業年度実行分）	17,775,429	平成16事業年度にかかる目的積立金・承認額	782,963,107	目的積立金取崩額（平成17事業年度実行分）	26,524,765	平成15及び16事業年度にかかる目的積立金の残額（ - + - ）	1,397,039,143	平成17事業年度にかかる目的積立金・承認額	63,751,202	（ + ）	1,460,790,345	目的積立金取崩額（平成18事業年度実行分）	45,975,009	（ - ）	1,414,815,336
区 分	金 額																				
平成15事業年度にかかる目的積立金・承認額	658,376,230																				
目的積立金取崩額（平成16事業年度実行分）	17,775,429																				
平成16事業年度にかかる目的積立金・承認額	782,963,107																				
目的積立金取崩額（平成17事業年度実行分）	26,524,765																				
平成15及び16事業年度にかかる目的積立金の残額（ - + - ）	1,397,039,143																				
平成17事業年度にかかる目的積立金・承認額	63,751,202																				
（ + ）	1,460,790,345																				
目的積立金取崩額（平成18事業年度実行分）	45,975,009																				
（ - ）	1,414,815,336																				

目的積立金の使途については、中期計画、年度計画において、「施設・設備の更新・整備のほか、職員の資質向上のための研修等の充実、研究開発業務の充実、貨幣の信頼を維持するために必要な情報提供の充実、職場環境の整備、及び環境保全の推進」に充てることとしており、使途の詳細を検討するにあたっては、平成18年3月に償却資産に活用した場合の会計処理が定められたことも考慮しつつ、各部門からの要望を幅広く聴取し、その有効活用について議論のうえ、平成18年度以降の基本計画を策定した。

平成18年度の目的積立金の主な活用としては、次のようなものがあり（詳細は下表のとおり）従来に使途のほか工業用水・上水道設備整備工事など償却資産への使途にも活用範囲を拡大した。

(イ) 医療機器の購入〔職場環境の整備〕: 20,840,000円

職員の健康管理の向上及びレントゲン業務の効率化を図るため、老朽化したレントゲンを、デジタル式のレントゲンに更新し、診療所における職員の健康診断及び診療等に活用した。

(ロ) 工業用水・上水道設備整備工事設計委託〔施設・設備の更新・整備〕

: 14,000,000円

現在の設備が老朽化したことにより、新たにヒートアイランド対策を施した循環及び濾過排水処理施設を有する工業用水設備と受水槽を有する上水設備を新設することで、事業基盤の整備を図るための工事の設計委託を行った。

平成18年度目的積立金利用額 計 45,975,009円

なお、目的積立金の残額14億円については、平成19年度において可能な限り有効活用を図る考えであり、既に18年度に設計委託を行っている「工業用水・上水道設備整備工事」約9.5億円、「広島支局構内通路等整備工事」約1.4億円をはじめとして積極的な活用を図ることとしている。

(参考)

目的積立金の活用状況

(単位:円)

年度	使途の区分	件名	金額
平成16年度	職員の資質向上のための研修	マネジメント研修の実施	1,160,000
		メンタルヘルス研修の実施	872,919
	職場環境の整備	光触媒人工観葉植物の設置	2,432,000
		分煙用喫煙室取設工事	9,470,000
	環境保全の推進	樹木管理の充実	3,840,510
		計	17,775,429
平成17年度	職員の資質向上のための研修	マネジメント研修の実施	7,930,800
		メンタルヘルス研修の実施	424,573
	職場環境の整備	メンタルヘルス診断の実施	645,600
		カウンセラー養成のための諸施策の実施	439,240
		健康相談室の設置	967,616
		健康相談室・専門医の委託	486,407
		光触媒人工観葉植物の設置	2,162,500
		分煙用喫煙室取設工事	8,160,000
	貨幣の信頼を維持するために必要な情報提供の充実	博物館における学術図書を購入	338,812
		博物館資料整理のための経費	629,217
環境保全の推進	樹木管理の推進	4,340,000	
		計	26,524,765
平成18年度	職員の資質向上のための研修	ERP活用研修等の実施	4,843,041
		メンタルヘルス診断の実施	654,200
	職場環境の整備	健康相談室の運営	564,036
		医療機器の購入	20,840,000
		広島支局構内通路等整備工事設計委託	3,800,000
	貨幣の信頼を維持するために必要な情報提供の充実	博物館資料整理のための経費	1,273,732
施設・設備の更新・整備		工業用水・上水道設備整備工事設計委託	14,000,000
		計	45,975,009

評価の指標

剰余金の使途の状況

評価等

評定

(理由・指摘事項等)

目的積立金の活用は、償却資産への使途にも範囲が拡大し、工業用水・上水道整備、健康診断機器などでの活用が行われており、有効かつ適切な使途であると判断される。

目的積立金について、19年度中に設備投資を中心に約11億円の活用を見込んでいるが、今後とも更なる有効活用を期待したい。

## 独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（１７）

大項目： 7 . その他財務省令で定める業務運営に関する事項

中項目：( 1 ) 人事に関する計画

中期目標	造幣局は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質の向上のための研修及び確実かつ効率的な業務処理に則した人事に関する計画を定め、それを着実に実施し、必要な見直しが行えるよう毎年度実績評価を行うものとする。				
中期計画	<p>職員の資質向上のための研修計画</p> <p>内部研修や外部の企業への派遣等により、職員の資質向上を図るための研修計画を策定します。さらに、より一層の研修成果が上がるように、毎年度実績評価を行い、研修計画を不断に見直します。</p> <p>中期目標の期間中、以下の目標達成に努めます。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>(イ) 内部研修受講者数</td> <td style="text-align: right;">1,850人以上</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 企業派遣研修受講者数</td> <td style="text-align: right;">50人以上</td> </tr> </table> <p>人員計画</p> <p>イ. 方針</p> <p>人員の重点的かつ効果的な配置を行い、柔軟で機動的な組織運営が行える体制を構築し、総員の抑制を図ります。このための人事に関する計画については、毎年度事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、より一層効率的で効果の高い計画となるように努めます。</p> <p>ロ. 人員に係る指標</p> <p>中期目標期間の19年度期末の人員は、15年度期初の人員に対し188人減（注）を見込んでいます。</p> <p>（注1）人員：常勤役員及び常勤職員の合計数。</p> <p>（注2）15年度期初の人員1,230人に対し、19年度期末の人員は1,042人を見込む。</p> <p>（参考）期間中の人件費総額：40,731百万円</p>	(イ) 内部研修受講者数	1,850人以上	(ロ) 企業派遣研修受講者数	50人以上
(イ) 内部研修受講者数	1,850人以上				
(ロ) 企業派遣研修受講者数	50人以上				
（参考） 年度計画	<p>職員の資質向上のための研修計画</p> <p>平成18年度の研修については、実施内容、実施時期、実施方法等に十分な検討を加え、さらに効率的・効果的な研修となるよう、研修計画を策定します。</p> <p>平成18年度は、以下の目標達成に努めます。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>(イ) 内部研修受講者数</td> <td style="text-align: right;">380人以上</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 企業派遣研修受講者数</td> <td style="text-align: right;">10人以上</td> </tr> </table> <p>人員計画</p> <p>人員の重点的かつ効果的な配置を行い、柔軟で機動的な組織運営が行える体制を構築するとともに、自動化機器の導入等による効率化投資により総員の抑制を図ります。このための人事に関する計画については、事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、より一層効率的で効果の高い計画となるように努めます。</p>	(イ) 内部研修受講者数	380人以上	(ロ) 企業派遣研修受講者数	10人以上
(イ) 内部研修受講者数	380人以上				
(ロ) 企業派遣研修受講者数	10人以上				

## 業務の実績

### 職員の資質向上のための研修計画

#### 計画の策定、実施、実績評価及び見直しの状況

##### 1. 研修計画の策定状況

平成18年度の研修計画の策定にあたっては、階層別研修の一部廃止（5研修の廃止）や地方研修における目的別研修の類型化（実践力向上研修・重点課題研修・相互交流研修）などの研修体系の見直しを行ったうえで、独立行政法人造幣局の事業活動の円滑な遂行及び発展に寄与する人材の育成を図るため、これまでの実績評価及び平成17年度の研修結果等を踏まえ、

受講者参加型で、実習等を交えたより実践的な研修形式に重点を置く。

階層別研修の見直しに伴う受講機会の減少については、目的別研修等の積極的な企画・実施に充てる。

研修内容、実施時期及び実施方法に十分な検討を加え、特に一般総合研修については、カリキュラムの見直し（改善）及び実施期間等の最適化に努める。

こととし、効果的な研修運営を図ることとした。

##### 2. 研修の実施状況

平成18年度の研修は、内部研修（主として、造幣局の研修所施設を利用した集合研修）と外部研修（外部委託研修又は国内外の大学等研修機関に派遣したもの）等に分けて実施した。

評価シート（3）「内部研修の実施状況」及び「外部研修の実施状況」参照。

特に、工芸部門の技能経験が10年以上の職員の中から選抜して、基礎的かつ総合的な技術及び知識を習得させるため、実施している工芸部門総合技能研修（中級）については、平成18年度は2人を選抜し鍍金科、七宝科の二科で行ったが、平成19年度については、3人を選抜し彫金科、鍍金科及び七宝科の三科で実施することとしている。

また、同研修を優秀な成績で修了した者の中から1人を選抜し、工芸部門における専門的かつ高度な技術及び知識を習得させ、将来の技術指導者の養成を目的とした工芸部門総合技能研修（上級）についても、東京芸術大学美術学部に研修委託生として派遣し実施したが、平成19年度においても、本研修を引き続き実施することとしている。

そのほか、平成18年度においては、工芸部門に属する技能職員のレベルアップを目的として、重要無形文化財保持者（人間国宝）である、金沢美術工芸大学工芸科 中川 衛教授 の指導による、工芸部門総合技能研修修了者等6人を対象とした、金工技能に関するレベルアップ研修を実施した。

##### 3. 実績評価及び見直し状況

実績評価については、平成17年度に引き続き、例年実施している研修について修了した受講者に対し研修内容についての意見調査の実施やレポートの作成を課すことにより、研修効果の確認及び研修実績の評価を行うとともに、以後実施の他研修並びに平成19年度予定のカリキュラム作成等に役立てることとした。

この結果を踏まえ、実施内容・実施時期・実施方法等についての検討を行い、造幣

局の事業全体の効率的かつ効果的な業務運営の必要性に対応できる研修となるよう、次のような基本的考え方により平成19年度の研修計画を策定した。

業務繁忙を配慮し、できるだけ短期間で効率的・効果的な研修とする。

単なる知識付与だけの科目は最小限とし、職員の資質・能力向上を図る研修とする。

研修効果を高めるため、受講者参加型で実習等を交えた実践的な研修形式に重点をおく。

#### 内部研修参加人数

以上の取組の結果、平成18年度における内部研修の受講者数は、年度計画の380人に対して約3.9倍の1,475人(平成17年度は1,807人)であった。

#### 企業派遣研修参加人数

企業派遣研修は、造幣局の内部研修では習得することのできない、民間企業における機動的、効率的な業務の進め方や発想方法等を習得し、業務へ反映させることを目的として実施している研修である。

平成18年度における企業派遣研修参加者は10人(年度計画は10人)であり、その内訳は次のとおりである。

派遣先	派遣人員
ダイキン工業株式会社	2人
住友電気工業株式会社	3人
住友金属工業株式会社	2人
株式会社東武百貨店	1人
株式会社東洋シート	2人
計	10人

#### 人員計画

##### 計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況

人員計画については、中期計画に掲げる人員に係る指標を踏まえ、退職者補充を極力行わず最小限の採用による計画的な削減を実施することとしているが、今後の業務見通しをもとに必要人員を検証したうえで各部門の業務状況に応じた適正な人員配置を行うため、各部・所・支局からヒアリングを実施した。

平成18年度においては、そのヒアリング結果を踏まえて、次のような点に留意して所要の見直しを行った。

(イ)平成17年度に策定した人員計画に基づき、一般管理部門や補助部門を中心に退職者補充を極力行わず最小限の採用による計画的削減を実施する。

(ロ)各部門の配置人員については、中長期的な視点に立った人的資源の有効活用を図る観点から、年齢構成や技能の伝承をも考慮のうえ、必要人員を決定する。

上記を基に、平成18年度の業務運営の状況を踏まえ、平成19年4月1日に各事業部門への人員の再配置を行うことを決定した。

##### 人員の重点的かつ効果的な配置による総員の抑制状況

1.具体的な人員配置に際しては、限られた人員を有効に活用するとの方針の下、次のとおり、各部門に必要な人員を配置した。



なお、責任の重いポストへの配置にあたっては、採用資格にこだわることなく、経験と勤務実績に応じた人材の登用を行い組織の活性化を図った。

(イ)各課の長が所属職員のヒアリングを継続的に実施し、職員の身上把握に努めた。

(ロ)直接部門は、貨幣製造工程での各人の役割分担及び人員の配置方法を見直すとともに、機械化による省力化を進めることにより、安定かつ確実な製造・販売を維持していくために必要な要員を配置した。

(ハ)間接部門は、業務の一層の効率化を推進することにより人員抑制を図り、業務量等に応じた適正な人員を配置した。

2.上記の人員配置を行うことにより、採用を抑制し、総員の抑制を図った。

〔参考1〕常勤職員の人員配置の状況

(単位：人)

区分	15年度 期初 常勤 職員	16年度 期初 常勤 職員	17年度 期初 常勤 職員	18年度 期初 常勤 職員	19年度 期初 常勤 職員	19年度期初 対 15年度期初		19年度期初 対 16年度期初		19年度期初 対 17年度期初		19年度期初 対 18年度期初	
						削減数	削減率 (%)	削減数	削減率 (%)	削減数	削減率 (%)	削減数	削減率 (%)
直接部門	624	609	603	587	558	66	10.6%	51	8.4%	45	7.5%	29	4.9%
補助部門	283	271	258	248	236	47	16.6%	35	12.9%	22	8.5%	12	4.8%
一般管理部門	317	296	282	282	281	36	11.4%	15	5.1%	1	0.4%	1	0.4%
合計	1,224	1,176	1,143	1,117	1,075	149	12.2%	101	8.6%	68	5.9%	42	3.8%

(注)直接部門：製造、販売、試験検定業務に直接従事する常勤職員数を計上。

補助部門：保全、生産管理、品質管理、警備、福利厚生に従事する常勤職員数を計上。

一般管理部門：管理業務、研究に従事する常勤職員数を計上。

〔参考2〕平成18年度退職者数及び平成19年度新規採用者数(常勤職員)

平成18年度退職者 63人

平成18年度中途採用者 4人

平成19年度新規採用者 17人(平成19年4月1日採用)

常勤職員数の削減

人員(常勤役員及び常勤職員の合計数)については、平成18年度期初人員1,123人から常勤職員42人の削減を図り、平成19年度期初人員は1,081人とした。

(注1)平成18年度期初から平成19年度期初までの人員の推移

平成18年度期初人員1,123人

常勤役員6人

常勤職員1,117人

平成18年度期末人員1,064人

常勤役員6人

常勤職員1,058人

平成19年度期初人員1,081人

常勤役員6人

	<p>常勤職員 1,075人</p> <p>(注2)削減数42人には、中途退職者等による7人減及び中途採用による4人増を含む。</p>	
評価の指標	<p>職員の資質向上のための研修計画</p> <p>計画の策定、実施、実績評価及び見直しの状況</p> <p>内部研修参加人数</p> <p>企業派遣研修参加人数</p> <p>人員計画</p> <p>計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況</p> <p>人員の重点的かつ効果的な配置による総員の抑制状況</p> <p>常勤職員数の削減</p>	
評価等	評定	(理由・指摘事項等)
	A	<p>受講者参加型でより実践的な研修に重点を置き、事業活動の円滑な遂行及び発展に寄与する人材の育成を図っており、研修参加者にも積極的姿勢が見られ活性化している。また、研修実績の評価も適切に行われている。</p> <p>人員配置については、中長期的視点に立った人的資源の有効活用を図る観点から年齢構成や技能伝承を考慮していることや、各部門の業務状況に応じた適切な人員配置を行っていることは評価できる。</p> <p>中期計画に沿った人員削減を実施するとともに、経験者の採用や採用資格に拘らない登用を行うなど人事面での取組みは評価に値する。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>

## 独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（１８）

大項目： 7. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

中項目：（２）施設、設備に関する計画

中期目標	造幣局は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、費用対効果や事業全体の収支などを総合的に勘案し、施設、設備に関する計画を定め、確実に実施し、必要な見直しが行えるよう毎年度実績評価を行うものとする。																								
中期計画	<p>設備投資は、人員削減を図りつつ、業務の質を向上させるためや業務運営の効率化に対応するための適正な投資を行うことを基本とします。施設、設備に関する計画については、毎年度事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、より一層効率的で効果の高い計画とするように努めます。</p> <p style="text-align: center;">平成15年度～平成19年度 施設、設備に関する計画</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #d9ead3;"> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">金額（億円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: left;">施設関連</td> <td>貨幣部門</td> <td>13.8</td> </tr> <tr> <td>その他部門</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>共通部門</td> <td>10.7</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>32.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: left;">設備関連</td> <td>貨幣部門</td> <td>88.5</td> </tr> <tr> <td>その他部門</td> <td>18.6</td> </tr> <tr> <td>共通部門</td> <td>10.4</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>117.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>149.9</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">（注１）以上の施設・設備投資に関する計画は、15年3月時点に見込まれた貨幣の製造枚数を前提にしたものです。剰余金を活用した投資は含まれていません。</p> <p>（注２）上記の計画については、状況の変化に応じた弾力的な対応を図るものとし、予見しがたい事情等による追加的な施設・設備整備により予定額は変更されます。</p>		区 分	金額（億円）	施設関連	貨幣部門	13.8	その他部門	7.9	共通部門	10.7	小 計	32.4	設備関連	貨幣部門	88.5	その他部門	18.6	共通部門	10.4	小 計	117.5	合 計		149.9
	区 分	金額（億円）																							
施設関連	貨幣部門	13.8																							
	その他部門	7.9																							
	共通部門	10.7																							
	小 計	32.4																							
設備関連	貨幣部門	88.5																							
	その他部門	18.6																							
	共通部門	10.4																							
	小 計	117.5																							
合 計		149.9																							

(参考)  
年度計画

平成 18 年度は、圧印検査工程の整備をはじめとする貨幣製造事業関連を中心とした設備投資を行います。施設、設備に関する計画については、事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、より一層効率的で効果の高い計画とするように努めます。

平成 18 年度 施設、設備に関する計画

区 別		金額 (億円)
施設関連	貨幣部門	1.9
	その他部門	0.2
	共通部門	13.8
	小計	15.9
設備関連	貨幣部門	14.7
	その他部門	1.1
	共通部門	1.9
	小計	17.7
合計		33.7

(注 1) 以上の施設・設備投資に関する計画は、12 億 3 千万枚の貨幣製造枚数を前提にしたものです。

(注 2) 上記の計画については、状況の変化に応じた弾力的な対応を図るものとし、予見しがたい事情等による追加的な施設・設備整備により予定額は変更されます。

業務の実績

**計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況**

(イ) 計画の策定

中期計画で策定した施設、設備に関する計画を基本としつつ、それぞれの案件ごとに中期計画との整合性、目的、必要性及び緊急性などを精査・検証のうえ、貨幣自動検査装置及び貨幣自動搬送集積装置をはじめとする貨幣製造事業に関連するものを中心とした平成 18 年度設備投資計画を策定した。

(ロ) 計画の実施

計画の実施にあたっては、案件ごとに、その後の業務状況などを踏まえ、当初予定していた目的や投資時期が引き続き適切であるかどうかを検証することとしており、その結果、平成 18 年度においては、圧延作業の安定稼働を維持するために、当初予定していなかった冷間粗圧延機の緊急修理を行うなど、状況の変化に対応して見直しを行った。

また、計画の実施にあたっては、一般競争入札を原則とするなど入札制度の適切な執行により、投資金額の圧縮に努めた。

(ハ) 事後評価の状況

投資金額 5 千万円以上の案件については、投資目的の達成度や、投資時期の妥当性等について、案件ごとに事後評価を実施した結果、概ね当初の投資目的等を達成していることを確認した。なお、設備投資の中には直ちに効果が判定できないものもあるため、必要に応じ継続的にモニタリングを実施していくこととした。

(ニ) 計画の見直し

貨幣製造事業に重大な影響を及ぼす圧延板製造工程の機械の故障件数を低い水準で保持するために、広島支局一貫設備の保全計画について検討し、平成 19 年度の圧延板製造工程の修理計画を策定した (平成 19 年 2 月)

また、平成19年度までの設備投資計画の見直しについて検討を行い、検討（案）を作成する（平成18年12月）などの必要な計画の見直しを行った。

**適正な設備投資の状況**

平成18年度の設備投資については、本局の圧印機（堅型）や貨幣自動検査装置をはじめとする貨幣製造事業関連の設備投資計画が計画どおり実施され、必要な更新投資についても計画どおり実施された。

計画の実施にあたっては、計画の見直しや入札制度の適正な執行により、投資金額の圧縮に努めた結果、平成18年度の設備投資金額が、当初計画33.7億円を下回る31.6億円にとどまった。

平成18年度 施設、設備に関する計画に対する実績

（単位：億円）

区 分		計 画	実 績
施設関連	貨幣部門	1.9	2.1
	その他部門	0.2	0.2
	共通部門	13.8	10.7
	小計	15.9	13.0
設備関連	貨幣部門	14.7	17.2
	その他部門	1.1	0.9
	共通部門	1.9	0.5
	小計	17.7	18.6
合 計		33.7	31.6

評価の指標

計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況  
適正な設備投資の状況

評価等

評 定

（理由・指摘事項等）

A

投資計画の実施に当たり、その必要性・有効性の確認や入札制度の適切な執行による金額の圧縮に努めており評価できる。

中期計画を基本としつつも、緊急性等を検証し設備投資を実行しており、事後評価も適切になされている。

以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。

## 独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（１９）

大項目：  7. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

中項目： （３） 職場環境の整備に関する計画

中期目標	<p>職員の安全と健康の確保は、効率的かつ効果的な業務運営の基礎をなすものである。</p> <p>このため造幣局は、安全衛生関係の法令を遵守するのみならず、安全で働きやすい職場環境を整備するための計画を定め、確実に実施し、必要な見直しが行えるよう毎年度実績評価を行うものとする。</p>
中期計画	<p>造幣局の業務には、著しく高い輻射熱にさらされる溶解作業、圧印等のプレス作業及び勲章の製造のような匠の技術を必要とする作業等、様々の作業があることから、快適な職場環境の実現と労働者の安全と健康を確保する必要があります。このため、労働安全衛生法をはじめとした関係法令の遵守のみならず、メンタルヘルスケアを含め、安全で働きやすい職場環境を整備するための計画を定め、その実現に努めます。</p> <p>なお、これらの計画については事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、快適な職場環境の形成促進に役立てます。</p>
（参考） 年度計画	<p>快適な職場環境の実現と労働者の安全と健康を確保するため、労働安全衛生法をはじめとした関係法令の遵守のみならず、平成 18 年度における職場環境の整備に関する計画を策定し、メンタルヘルスケアを含め、安全で働きやすい職場環境の実現に努めます。</p> <p>なお、これらの計画については事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、快適な職場環境の形成促進に役立てます。</p>
業務の実績	<p><b>計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況</b></p> <p>1. 平成 18 年度における職場環境整備計画の策定状況</p> <p>快適な職場環境の実現、労働者の安全と健康を確保するために、別添「平成 18 年度における職場環境整備計画について」のとおり、平成 18 年度における職場環境整備計画を策定し、安全で働きやすい職場環境の実現に取り組むこととした。（平成 18 年 4 月）</p> <p>2. 平成 18 年度における職場環境整備計画の実施状況</p> <p>平成 18 年度における職場環境整備計画に係る具体的活動計画を着実に実施したが、本局で被災者に障害（右手中指第 1 関節切断する負傷 障害等級第 1 2 級）が残る公務上の災害（注）が 1 件発生したため、「公務遂行上の死亡災害及び障害が残る災害件数のゼロを達成する」という目標は達成できなかった。</p> <p>（注）平成 18 年 8 月、本局工場内において、プレス機械（35 トン動力プレス）により、銀圧延板から円形を打ち抜く作業を行っていた職員が、安全装置を解除して作業していたことから、プレス機械に右手の指を挟まれ負傷したものである。天満労働基準監督署は、同作業を行うに当たり、当該プレス機械に安全囲いを設ける等当該プレス機械で作業する労働者の身体の一部が危険限界に入らないような措置を講じていなかったとして、同年 10 月に造幣局及び造幣局職員を、労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検したが、不起訴処分となった。これについて、経営責任を明確にするため、平成 19 年 2 月に関係職員の内規処分を行うとともに、理事長及び担当理事は月額報酬の</p>

一部を自主返納した。

この災害発生を踏まえ、当該計画以外に以下の取組みを行った。

(イ) 類似作業を行うプレス機械については、安全囲い等を設け、作業時には金型の危険領域に手等体の一部が入らない構造とした。また、安全作業標準の見直しを行うとともに、管理体制の充実を図るため、当該作業の作業主任者を増員する(2人から4人)などの再発防止対策を講じた。

(ロ) 緊急対策として、事故翌日(平成18年8月3日)、本支局において臨時の安全衛生委員会を開催し、事故の概要を周知するとともに、再発防止にかかる意見交換を行い、全職員に事故情報を伝達し類似事故の歯止めとするとともに、本支局の総括安全衛生管理者より、

全てのプレス機械に安全装置が設置されているか

プレス作業時に安全装置が確実に作動しているか

安全作業標準に基づいて作業が実施されているか

について、総点検を指示した。

なお、総点検の結果、本支局の全プレス機械については、その安全性が確保できていることを確認した。

(ハ) 中長期的な安全対策として、重大な労働災害を未然に防止する観点から、外部の安全管理士による、プレス作業に対する安全診断、実技講習、実践的な講義等を本支局で実施するとともに、職場巡視時の点検項目として、これまでの「整理・整頓」「保護具の着用」等といった基本的なものほか、重点点検事項として、個別の機械・作業についても順次実地点検を行い、安全性の確認、安全作業標準の見直しを行うこととした。(平成18年9月から実施)

また、安全管理体制の更なる強化を図るため、本局・支局合同の安全衛生委員会を制度的に運営できるよう規程整備を行った。

(ニ) 造幣局全体として、経営面において安全衛生管理体制を所掌する総務担当理事に加え、具体的な安全衛生の業務を担当する理事を選任し(平成18年11月24日付) その具体的な取組みとして、理事を筆頭とし、本支局全ての総括安全衛生管理者、安全管理者による「安全衛生管理活動の強化にかかる連絡会」を実施し(平成18年12月19日) 安全衛生管理体制の強化に努めている。

### 3. 平成18年度における職場環境整備計画の見直し

平成18年度における職場環境整備計画を見直した結果、平成19年度における職場環境整備計画の策定に当たっては、重点項目に危険有害因子の低減に努めることを加え、ヒヤリハット活動や安全作業標準の確認・リスクの洗い出しといった個別作業に対する安全の検証をさらに推進することを決定した。

また、平成18年度における職場環境整備計画の具体的活動計画以外に、平成17年度に引き続き、人事院による職場における喫煙対策に関する指針に則った受動喫煙防止対策として、9月に実験開発課に喫煙室を設置し、これによって分煙対策は完了した。

#### 職場巡視の実施状況

平成18年度における職場環境整備計画に掲げるとおり、毎月1回以上を基本とし、

本局では14回、東京支局では11回、広島支局では13回、計38回の職場巡視を実施した。

#### 安全衛生教育の実施状況

平成18年度における職場環境整備計画に掲げるとおり、新規採用職員の安全衛生教育(11人)、フォークリフト運転業務従事者(36人)及び有害業務従事者(31人)に対する特別教育、職員(67人)に対するKYT(危険予知訓練)、職員(598人)に対するメンタルヘルスケアに重点をおいたTHP(健康増進講習会)を、各々実施した。

#### 《メンタルヘルスケア》

職員の心の健康の保持増進を図るため、平成18年度に実施した具体的施策は以下のとおり。

(イ) 職員に対する取組みとして、以下の研修等を実施した。

1) メンタルヘルス対策のための研修については、平成16年度に実施した階層別研修の管理・監督職員以外の一般職員を対象を拡大し、平成17年度から平成19年度の三ヶ年度で「職員のためのメンタルヘルス研修」として、受講グループをライフステージに応じ、A(18~35歳)・B(36~52歳)・C(53歳以上)のグループに分けて実施することとし、平成17年度はC、平成18年度はA及びBのグループの職員を対象に実施した。

2) 平成19年2月に、全職員を対象に、専門機関による「職員の心の健康状態についての診断」を実施し、その結果を本人に通知することにより、今後のメンタルヘルスケアの参考とするとともに、職員が自らの心の健康状態を認識し、心の健康の保持増進の一助とした。

(ロ) 部下とのコミュニケーションを円滑に図るための取組みとして、以下の研修等を実施した。

1) 本局の係長相当官以上等の職員を対象に、カウンセリング技法等の研修(2回、5月24人、12月28人)を実施した。

2) 東京支局の課長相当官以上等の職員を対象に、職場のメンタルヘルス対策推進のための研修(9人)を実施した。

3) 管理者のためのメンタルヘルスケア対策ビデオ「部下の問題行動を予防する」及び「心の問題の早期発見と正しい対応」を、課長相当官以上の職員に順次回覧した。

4) 人事院が実施するメンター(仕事上での行動や考え方について基本、手本となる人)養成研修(東京支局1人 広島支局1人)に参加した。

(ハ) 局内カウンセラー等の啓発のための取組みとして、以下の研修等を実施した。

1) 独立行政法人労働健康福祉機構大阪産業保険推進センターが開催する「メンタルヘルス傾聴法」の研修に健康相談室職員及び局内カウンセラーが参加した(5人)。

2) メンタルヘルスの局内カウンセラー等への啓発の一つとして、商工会議所主催の「メンタルヘルス・マネジメント検定試験」を受験させ、全員(4人)合格した。

3) カウンセリング対策とメンタルヘルスの意識向上を図るため、ビデオ「カウンセリングのすすめ方~初回面接の技法~」を局内カウンセラーに順次回覧した。

4) そのほか、(ロ)1)の研修において、局内カウンセラー、セクシュアル・ハラ



	<p>スメント相談員、苦情相談員も対象として実施した。</p> <p>〔参考〕既設の体制（職員が自ら対処するために利用できるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康相談室（本局 外部専門医（月2回）再任用職員（常駐））</li> <li>・ 局内カウンセラー（本局7人、両支局各4人）</li> <li>・ 局外相談室（本局2機関、両支局各1機関）</li> </ul> <p>《労使懇談会の開催》</p> <p>職場環境を含めた適切な業務運営に資するよう、労使が広く意見を交換し、意思疎通を図る場として平成16年度に設置した「労使懇談会」を、平成18年度においても開催し（平成19年1月）忌憚のない意見交換を行った。</p> <p>《コンプライアンス体制の充実》</p> <p>平成16年度に導入した自浄機能が期待できるコンプライアンス体制の充実強化方策として、首席監察官による法令遵守に関する情報の受付について、平成18年度は「造幣局における公益通報者等の保護に関する規程」を制定（平成18年12月）し、適切な運用に努めた。</p> <p><b>健康診断の結果通知・保健指導の実施状況</b></p> <p>平成18年度における職場環境整備計画に掲げるとおり、安全衛生法に定められた健康診断を実施するとともに、その結果通知及び保健指導を実施した。</p> <p>なお、作業に起因する疾病はゼロであった。</p> <p>（イ）健康診断の結果通知の実施状況</p> <p>職員全員に対し健康診断を実施し、長期病気療養中の職員等を除く全員に対して健康診断の結果を通知した。</p> <p>（ロ）保健指導の実施状況</p> <p>健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要のある全員の職員に対して保健指導を実施した。</p>	
<p>評価の指標</p>	<p>計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況</p> <p>職場巡視の実施状況</p> <p>安全衛生教育の実施状況</p> <p>健康診断の結果通知・保健指導の実施状況</p>	
<p>評価等</p>	<p>評定</p> <p>B</p>	<p>（理由・指摘事項等）</p> <p>職場環境整備に関する計画を策定し、メンタルヘルスケアをはじめ安全で働きやすい職場環境の実現に引き続き努めている。</p> <p>障害が残る公務上の災害が1件発生し、労働安全衛生法違反の疑いで書類送検されたが、不起訴となった。その後の安全衛生体制の確立に向けて、担当理事を選任するなど、速やかな対応は評価できるが、なお対策を強化するなど、今後の取組みを注視したい。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をBとする。</p>

## 平成18年度における職場環境整備計画について

### 1 基本方針

快適な職場環境の実現、労働者の安全及び健康の確保を図るための職場環境整備計画を策定し、造幣局における業務の円滑な遂行に貢献する。

### 2 目標

職場環境整備計画を策定し、当該計画における職場環境整備にかかる具体的活動計画を着実に実行するとともに、公務遂行上の死亡災害及び障害が残る災害件数のゼロを達成する。

### 3 具体的活動計画

平成18年度における職場環境整備にかかる月別の具体的活動計画は、次表のとおりとする。

なお、職員の心身の健康保持に向けた一助とするため、安全衛生教育として実施するTHP(健康増進講習会)の講習内容について、前年度に引き続きメンタルヘルスケアに重点をおいたものとする。

また、三局合同安全衛生委員会及び職場巡視の相互乗り入れを新たに具体的活動計画に盛り込み、全局レベルでの安全衛生活動の向上を図り、労働災害の防止に努めたい。

### 平成18年度における職場環境整備にかかる具体的活動計画

#### 【全局で実施する事項】

月別	実施事項			備考	
4月	・ 職場環境整備計画の策定(本局)	安全衛生委員会	職場巡視	・ 人間ドックの実施 (8月～2月)	
	・ 新規採用職員の安全衛生教育				
	・ カウンセリング制度の周知				
5月	・ 健康診断(一般及び特定業務従事者)	安全衛生委員会	職場巡視		・ 人間ドックの実施 (8月～2月)
6月	・ 三局合同安全衛生委員会	安全衛生委員会	職場巡視		
7月	・ 全国安全週間行事	安全衛生委員会	職場巡視		
8月		安全衛生委員会	職場巡視		
9月	・ 職場巡視(相互乗り入れ)	安全衛生委員会	職場巡視		
10月	・ 全国労働衛生週間行事	安全衛生委員会	職場巡視		
11月	・ 健康診断(特定業務従事者)	安全衛生委員会	職場巡視		
12月	・ メンタルヘルス健康診断	安全衛生委員会	職場巡視		
1月		安全衛生委員会	職場巡視		
2月		安全衛生委員会	職場巡視		
3月		安全衛生委員会	職場巡視		

#### 【各局において具体的計画を策定する事項】

実施項目	備考
・ 安全教育	・ KYT(危険予知訓練)研修 ・ 有害業務等(動力プレス、有機溶剤取扱作業等)従事者に対する安全教育 ・ フォークリフト運転業務従事者安全教育
・ 作業環境測定	・ 暑熱、騒音、有機溶剤、特定化学物質、粉じん、鉛、外部放射線
・ 放射線業務従事者の被曝線量測定	
・ 健康管理措置	・ 消化器(胃)疾患集団検診 ・ インフルエンザ予防接種 ・ THP(健康増進講習会)
・ 衛生管理措置	・ 害虫駆除
・ 福利厚生行事	・ 各種局内レクリエーション

## 独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（20）

大項目：7. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

中項目：(4) 環境保全に関する計画

中期目標	<p>造幣局は、製造事業を営む公的主体として模範となるよう環境問題へ積極的に貢献するため、環境保全と調和のとれた事業活動を遂行すべく、廃棄物等の削減、リサイクルの推進、省資源・省エネルギー対策の実施などの環境保全に関する計画を定め、着実に実施するものとする。また、必要な見直しが行えるよう毎年度実績評価を行うものとする。</p>
中期計画	<p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく政府の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための実行計画に定められる目標に準じて、電気・ガス等の資源・エネルギー使用量の削減、リサイクルへの取り組み、廃棄物の縮減等を通じて、環境への調和のとれた事業活動を展開します。</p> <p>このため、廃棄物等の削減、リサイクルの推進、省資源・省エネルギー対策の実施などの環境保全に関する計画を定め、その実現に努めるとともに、毎年度事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、より一層環境保全と調和のとれた事業活動が展開できるようにします。</p> <p style="padding-left: 2em;">リサイクル</p> <p style="padding-left: 2em;">回収貨幣は、新地金や製造工程内で発生する返り材（スクラップ）と混ぜて溶解され、新しい貨幣を作る材料として再利用されており、今後とも中期目標の期間中、国から交付された回収貨幣については100%再利用します。溶解する際の回収貨幣の使用率については、貨幣品質を維持するために限界がありますが、溶解方法の工夫により、回収貨幣の使用率向上に努めます。</p> <p style="padding-left: 2em;">省エネ対応機器の購入</p> <p style="padding-left: 2em;">新たに購入、又は更新する機器については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づいて定める調達方針に従い、極力環境負荷の少ない省エネタイプの調達に努めます。</p> <p style="padding-left: 2em;">光熱水量の使用量削減</p> <p style="padding-left: 2em;">エネルギーの効率的な使用、無駄使いの排除を推進することにより、使用光熱水量の削減に努め、中期目標の期間中、造幣局の工場のうち、第1種エネルギー管理指定工場にあっては、貨幣製造に係るエネルギー原単位を、毎年度対前年度比で1%以上改善するよう努めます。</p>
(参考) 年度計画	<p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく政府の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための実行計画に定められる目標に準じて、電気・ガス等の資源・エネルギー使用量の削減、リサイクルへの取り組み、廃棄物の縮減等を通じて、環境への調和のとれた事業活動を展開します。</p> <p>このため、廃棄物等の削減、リサイクルの推進、省資源・省エネルギー対策の実施などの環境保全に関する平成18年度計画を定め、その実現に努めるとともに、事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、より一層環境保全と調和のとれた事業活動が展開できるようにします。</p> <p>環境への負荷の軽減を図るため、平成17年12月に認証取得したISO14001に準拠した</p>

環境マネジメントシステムを活用し、環境保全に努めます。

リサイクル

回収貨幣は、新地金や製造工程内で発生する返り材（スクラップ）と混ぜて溶解され、新しい貨幣を作る材料として再利用されており、今後とも国から交付された回収貨幣については100%再利用します。溶解する際の回収貨幣の使用率については、貨幣品質を維持するために限界がありますが、溶解方法の工夫により、回収貨幣の使用率向上に努めます。

省エネ対応機器の購入

新たに購入、又は更新する機器については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づいて定める平成18年度調達方針に従い、極力環境負荷の少ない省エネタイプの調達に努めます。

光熱水量の使用量削減

エネルギーの効率的な使用、無駄使いの排除を推進することにより、使用光熱水量の削減に努めます。造幣局の工場のうち、第1種エネルギー管理指定工場にあっては、貨幣製造に係るエネルギー原単位を、前年度比で1%以上改善するよう努めます。

なお、エネルギー原単位は、製造枚数及び全て内製により製造を行うか半製品を購入した上で製造するかといった製造形態等の条件により変動するため、製造形態に基づく各工程に区分したきめ細かな管理を行うことにより、エネルギー原単位の変動要因をより正確に把握するように努めます。

業務の実績

リサイクル

回収貨幣の再利用率

回収貨幣は100%再利用した。

回収貨幣交付量：約3,461t、使用量：約3,461t  
(500円貨、50円貨、10円貨、5円貨)

回収貨幣の再利用率向上に向けての取組状況

貨幣製造における回収貨幣の使用率を向上させるため、平成17年度に引き続き白銅回収貨幣を用いて使用率を高めるテストを実施した。平成18年度第1・四半期に白銅回収貨幣100%の使用率でのテストを継続的に実施した結果、圧延時の歩留が劣るものがあった。

さらに、ニッケル黄銅貨幣80%以上の使用率のテストを実施した結果、90%の使用率を確保できる水準に達した。

なお、青銅に関しては、平成18年3月の回収貨幣100%の使用率での溶解テスト及び第1・四半期に圧延作業以降の作業を行ったほか、第2・四半期にも回収貨幣100%の使用率でのテストを実施した結果、圧延時の歩留が劣るものがあった。

これまでの回収貨幣の再使用率の向上に向けた取組みの結果、18年度における回収貨幣の再使用率は70%程度に向上した。

回収貨幣の再使用率

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
38%	48%	63%	74%

## 省エネ対応機器の導入

### 計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況

#### 1. 計画の策定

環境保全と調和のとれた事業活動を遂行するため、平成18年4月に、廃棄物の減量等、リサイクルの推進、省資源・省エネルギー対策の実施、環境物品調達の推進、環境保全に関する啓蒙活動の推進をその項目とする「平成18年度環境保全計画」を定め、その実現に努めることとした。

#### 2. 計画の実施状況

(1) 廃棄物の減量等については、各課に対し用紙類等の使用量削減を要請し、事務室等で発生する一般廃棄物の減量に努めた。

(2) リサイクルの推進については、ゴミの分別を実施するとともに、再生品（古紙パルプ100%の再生紙のように本体の再生材料使用率が100%であるもの）の調達を推進することにより、用紙類、紙ファイル、付箋紙、トイレトーパー等の紙製品では、ほぼそのすべてを再生品で調達することができた。

(3) 省資源・省エネルギー対策の実施については、上記の「平成18年度環境保全計画」に、以下の項目を掲げた。

- ・使用光熱水量の削減
- ・エネルギー原単位の改善
- ・省エネタイプの機器等の調達 他

その実施状況については、省エネタイプの機器等の調達にあっては次頁「省エネ対応機器の調達状況」に、それ以外にあっては次頁「光熱水量の使用量削減への取組状況」等に、それぞれ記載した。

(4) 環境物品調達の推進については、次項「調達方針の策定状況」に記載した。

(5) 環境保全に関する啓蒙活動の推進については、局内で実施される各種研修において公害防止に関する講義を行うとともに、省エネ・省資源の推進に関し協力要請を行っている。

### 調達方針の策定状況

平成18年4月にグリーン購入法第7条の規定に基づいて「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(注)を策定した。この方針においては、特に紙類・文具類において「調達目標(品目ごとの調達数量に占める基準適合調達の数量の割合)値100%」の達成に努力することとした。

(注)グリーン購入法第6条に基づいて国において定められる基本方針に則して定める方針である。

#### 〔参考〕平成18年度の実施状況

- ・局内イントラネットを活用して、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」とあわせ「グリーン購入法Q&A」を作成して電子媒体に掲載し、その趣旨について職員周知を図った。
- ・調達方針で定める環境物品の調達率は、市販されている製品に環境物品がないため、やむを得ず環境物品に該当しない物品を調達した場合(ポスター用のカラーコピー紙、貨幣セットの顧客への発送用ダンボールに用いる布テ

ープその他の特殊な用途に用いるもの)を除く、ほぼ100%であった。

#### 省エネ対応機器の調達状況

1. 上記「平成18年度環境保全計画」の中で、省エネ対応機器の調達に向けて努力する旨定めており、具体的には、省エネ対応危機の調達を推進するとともに、調達実績に関して四半期ごとに調査を行った。

2. 省エネ対応機器に関する調達実績は、本局10件、東京支局4件、広島支局8件、合計22件であった。

なお、主な省エネ対応機器としては、パソコン(ERP用を含む。)、プリンタ(ERP用及びカラーを含む。)、コピー機(カラーを含む。)等が挙げられる。

#### 光熱水量の使用量削減

##### 計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況

エネルギーの効率的使用その他使用光熱水量の削減については、上記「平成18年度環境保全計画」において、使用光熱水量の削減、エネルギー原単位の改善、省エネタイプの機器の調達、などを定め、その内容を実施した。

なお、その実施状況は、省エネタイプの機器の調達にあつては前項「省エネ対応機器の調達状況」に、それ以外にあつては次項「光熱水量の使用量削減への取組状況」及び「エネルギー原単位の改善状況」に、それぞれ記載した。

##### 光熱水量の使用量削減への取組状況

###### 1. 使用量削減のために講じた措置

平成18年6月に夏季の、11月に冬季の、それぞれ省エネ対策を策定した。その骨子は次のとおりである。

- ・冷暖房の期間や設定温度を定める。

(冷暖房の期間：7月1日～9月30日、12月1日～3月31日)

(冷暖房の設定温度：冷房28程度、暖房19程度)

- ・昼の休憩時間の室内照明、パソコン、廊下・トイレ等の消灯

- ・給湯の設定温度(冬季のみ)

- ・エレベーターの一部停止、公用車の使用自粛

なお、電気とガスの使用量については、部署別の使用量や前年度同期との比較を毎月又は毎週局内イントラネットを活用して周知するなどして、その抑制に努めるよう要請した。

###### 2. 光熱水量使用量削減の状況

平成18年度の光熱水量使用量については、平成17年度比で、水道使用量は約1.5%、ガス使用量は約5.8%それぞれ減となったが、電気使用量は、改修工事のため平成17年度に停止していた期間があった広島支局成形工程が平成18年度に稼働を開始したこともあり、約1.8%の増となった。

(表) 光熱水量の対平成17年度増減率

項目	増減率
	(対平成17年度)
電気使用量	約1.8%増加
水道使用量	約1.5%削減
ガス使用量	約5.8%削減

#### エネルギー原単位の改善状況

第1種エネルギー管理指定工場(本局及び広島支局)における「貨幣の製造に係るエネルギー消費原単位」は、対平成17年度比で1%の削減を目指していたものの、平成18年度は対前年度比で1.9%程度の増加となった。

しかしながら、平成17年度と平成18年度を同水準で比較するためには、いくつかの特殊要因を考慮する必要があり、主なものとしては、平成17年度は広島支局成形工程が改修工事のため停止した期間があったのに対し、平成18年度は年度間を通じて稼働させたため、この工程における消費電力が増加したことが挙げられる。

これらの特殊要因を勘案すると、平成18年度は対平成17年度比で1.4%程度の削減となる。

[参考]

区 分	エネルギー消費原単位(kwh/t)	対平成17年度比率
平成17年度	2,277.8	
平成18年度	2,321.9	1.9%
特殊要因 増加につながるもの 成形工程作業量の増等	102.6	
減少につながるもの 白銅等溶解温度の高い材料の減等	27.5	
平成18年度(除く特殊要因)(+ +)	2,246.8	1.4%

その他

#### 環境マネジメントシステムを活用した環境保全への取組状況

環境への負荷の軽減を図り、事業者としての責務を果たすため、平成17年12月に認証取得した環境マネジメントシステムISO140001を活用

- ・ 環境マネジメントシステムの維持及びその有効性の改善に関する事項について、内部監査員による内部監査を実施した(平成18年6月及び平成19年1月)
- ・ 環境マネジメントシステムの適切性、有効性等について検証を行うため、理事長その他の役員及び幹部職員によるマネジメントレビューを実施した(平成18年9月及び平成19年2月)

評価の指標

リサイクル

回収貨幣の再利用率

回収貨幣の再利用率向上に向けての取組状況

省エネ対応機器の導入

計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況

調達方針の策定状況

	<p>省エネ対応機器の調達状況</p> <p>光熱水量の使用量削減</p> <p>計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況</p> <p>光熱水量の使用量削減への取組状況</p> <p>エネルギー原単位の改善状況</p>	
評価等	評価	(理由・指摘事項等)
	A	<p>光熱水量や貨幣製造に係るエネルギー原単位について、工事に伴う停止や再稼働といった特殊要因を考慮すれば、実質的に削減しており、省エネルギーへの取組みは確実に成果を上げている。</p> <p>これは、ISO-14001（環境マネジメントシステム）の活用が図られていることや、局内での環境保全への啓蒙活動等の努力を通じ、個々人の意識がより高まっている結果であると思われる。</p> <p>回収貨幣の再使用率の向上、廃棄物の減量、リサイクルの促進等、中期計画に沿って削減しており、評価できる。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評価をAとする。</p>